

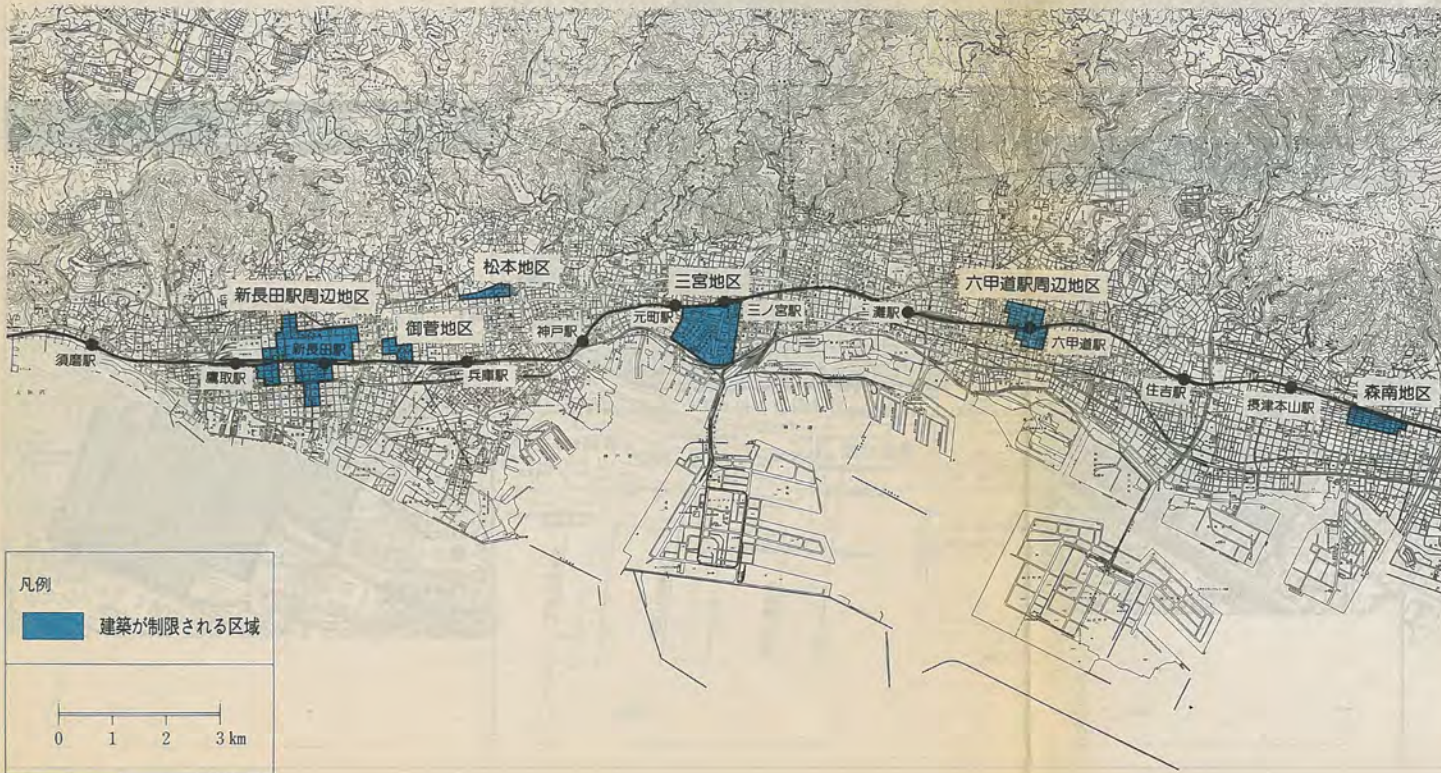
震災復興まちづくりニュース(第1号)

神戸市住宅局
都市計画局
平成7年2月5日

震災からの復興に向けて 建築が制限される区域が指定されました

神戸は、1月17日夜明け前の地震によりたいへんな被害を受けました。しかし、市民の皆さんは、再生に向けて歩き出されています。皆さんのこうした動きこそが、神戸の復旧、復興へと実を結んでいくものです。こうした新しい街づくりを市民の

皆さんと共に取り組むために、総合的な市街地、住宅の整備を行ううえで必要な区域については、一定期間、そこで建物を建てることを辛抱していただき、その間に皆さんと共に、災害に強い街づくり計画を定めていきたいと考えています。



建築が制限される区域の指定

指定された区域はどこですか？

(森南地区) (六甲道駅周辺地区) (三宮地区)
(松本地区) (御菅地区) (新長田駅周辺地区)、
以上計6地区です。

詳しくは裏ページの図面をご覧ください。

どういう街づくり計画が予定されていますか？

次のような街づくりが予定されています。そのため話し合いをこれから始めさせていただきます。

- 土地区画整理事業が予定されている区域
(森南地区) (六甲道駅周辺地区) (松本地区)
(御菅地区) (新長田駅周辺地区)
- 市街地再開発事業が予定されている区域
(六甲道駅周辺地区) (新長田駅周辺地区)
- 地区計画が予定されている区域
(三宮地区)

建物は全く建てられないのですか？

次のような建物は建てることができます。

- ①2階建てまでの木造、鉄骨造り、コンクリートブロック造りなどの建築物
- ②応急仮設建築物、工所用仮設建築物など

いつまで制限するのですか？

平成7年2月17日までです。ただし、さらに1か月延長する場合があります。

問い合わせは、まちづくり区域担当へ

電話 242-2131

場所 サンボーホール2階

(中央区浜通5丁目・貿易センタービルの北隣)

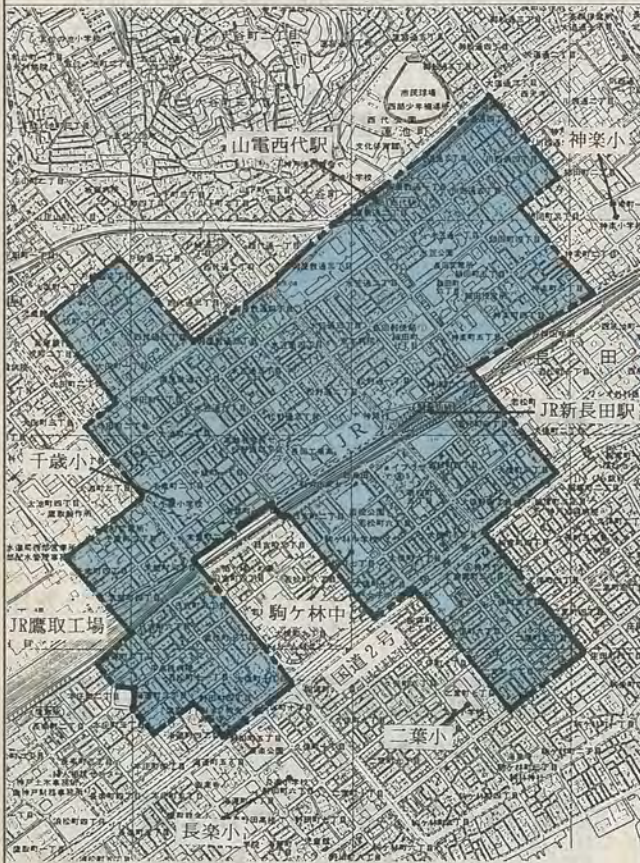
時間 午前10時～午後6時

(当分の間 土・日曜日・祝日も行います)

建築が制限される区域

新長田駅周辺地区

長田区 戸崎通3丁目(一部)、西代通4丁目、大道通4丁目・5丁目、御屋敷通1丁目~6丁目、川西通4丁目・5丁目、水笠通1丁目~6丁目、細田町4丁目~7丁目、神楽町3丁目~6丁目、松野通1丁目~4丁目、白吉町1丁目・2丁目・5丁目・6丁目、若松町3丁目~7丁目、10丁目・11丁目、海運町2丁目・3丁目、大橋町3丁目~7丁目、10丁目、野田町4丁目、腕塚町5丁目・6丁目、久保町5丁目・6丁目、二葉町5丁目・6丁目
須磨区 戎町1丁目、大田町1丁目、寺田町1丁目・2丁目、大池町1丁目・2丁目、千歳町1丁目~4丁目、常盤町1丁目~4丁目



松本地区

兵庫区 大井通1丁目~3丁目、松本通2丁目~7丁目



御菅地区

長田区 御蔵通3丁目・4丁目(一部)・5丁目・6丁目、菅原通3丁目(一部)・4丁目(一部)



三宮地区

中央区 琴ノ緒町5丁目(一部)、布引町4丁目(一部)、雲井通7丁目・8丁目、小野柄通7丁目・8丁目、御幸通7丁目・8丁目、磯上通7丁目・8丁目、八幡通3丁目・4丁目、磯辺通3丁目・4丁目、浜辺通5丁目・6丁目、加納町4丁目(一部)・5丁目・6丁目、北長狭通1丁目~3丁目(各一部)、三宮町1丁目~3丁目、東町、伊藤町、江戸町、京町、浪花町、播磨町、明石町、西町、前町、海岸通



森南地区

東灘区 森南町1丁目~3丁目、本山中町1丁目(一部)



六甲道駅周辺地区

灘区 深田町4丁目・5丁目、備後町4丁目・5丁目、桜口町4丁目・5丁目、森後町3丁目、永手町5丁目、六甲町1丁目~5丁目、稗原町1丁目・2丁目・3丁目(一部)・4丁目(一部)、琵琶町1丁目・2丁目(一部)

